

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 10 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年3月まで

私は、昭和50年ごろ、国民年金保険料の集金当番をしており、毎月、集めた保険料を町役場に持参していた。そのとき、同町職員に「今なら、未納分をまとめて納付すれば記録を訂正する。」と言われたので、お金を工面し、保険料を納付した記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和47年9月から63年7月までの約16年間の長期にわたって付加年金にも加入するなど、納付意識は高かったものと推察される。

また、i) 申立人が昭和50年4月から51年3月まで国民年金保険料の集金人をしてきたことが申立人の娘が所持している国民年金保険料領収カードにより確認できること、ii) 申立人に対応したとする町職員は申立人が集金人をしてきた時期に町の国民年金担当であったことが確認できること、iii) 申立人が集金人をしており、かつ、同職員が国民年金担当であった時期に第2回特例納付の実施期間があり、39年4月から同年8月までの国民年金保険料は第2回特例納付により納付されていることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立人が集金していた時期に町職員の勧めによりさかのぼって国民年金保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の昭和39年4月から同年8月までの国民年金保険料については、特例納付することができない任意加入期間の保険料であるにもかかわらず、特例納付により納付済みと記録され、事務処理に誤りがみられる上、申立人の国民年金の再加入の被保険者資格については、社会保険庁及び申立人が居

住していた町の記録はともに、39年4月1日に強制加入した翌日の同月2日に資格喪失し、同日に任意加入したとの不自然な記録となっていること、同町では職員による国民年金保険料の横領事件が起きていることを踏まえると、申立人の主張どおり、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付された可能性を否定することはできない。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和36年7月から38年5月までの期間及び39年1月から同年3月までの期間については国民年金の任意加入の対象者であって、特例納付により保険料を納付することはできないが、i) 当委員会が上記の判断により当該期間の国民年金保険料が納付されたものと事実認定したこと、ii) 申立期間直後の期間は任意加入期間であるが特例納付による納付済期間であり、これを基に年金給付が行われている上、行政機関において本来なされるべきであった措置（還付）が行われることなく長期間が経過し、申立人の年金給付に対する期待と信頼が保護に値すべきものであることを踏まえると、現時点において任意加入期間であることを理由に当該期間の保険料の納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月及び50年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月及び50年1月

私の所持している年金保険料納付記録票によると、昭和50年5月から同年12月まで受領印が押印されている。このうち、同年11月及び同年12月については厚生年金保険の加入期間とされているが、保険料の還付も充当もなされた記憶は無いので、申立期間の保険料に充当する等、適切に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月から厚生年金保険に加入しているが、同年同月及び同年12月の国民年金保険料について、申立人が所持している町の年金保険料納付記録票（集金台帳）に集金人の受領印があることから納付していたことが確認できる。

また、国民年金保険料が還付された場合に本来存在すべきはずの特殊台帳が社会保険庁に保管されていない上、オンライン記録にも還付記録は無く、昭和50年11月及び同年12月の国民年金保険料が還付されている事実は確認できない。

さらに、国民年金保険料の還付金が生じた場合において、その時点で納付可能な保険料の未納期間がある場合には還付に代えて当該未納期間に充当処理することとなるが、この事実も確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険に加入したことによる国民年金の資格喪失手続は、申立人は昭和51年1月以降の国民年金保険料を納付していないこと、及び申立人の妻の国民年金被保険者種別の変更（強制加入から任意加入へ変更）が51年1月であることから同年同月ごろに行われたものと推認でき、この時点で申立人の50年11月及び同年12月の国民年金保険料が過誤納となつ

たことを行政側で確認できたものと考えられる。

このようなことから、申立人については、本来納付することができない厚生年金保険被保険者期間の国民年金保険料が収納された上、他の未納期間への充当処理及び還付処理を行わなかったという行政側の事務処理の誤りがあり、この保険料相当額が長期間国庫歳入金として扱われていたことを踏まえると、未納とされている申立期間の国民年金保険料に現時点においては時効により充当処理することができないことを理由に、保険料の納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

平成7年の春ごろ、夫が会社を退職したことに伴い、夫の国民健康保険と国民年金の加入手続のため、夫と私の二人で市役所に行った際、市役所の国民年金の窓口で、私が大学の研究室に非常勤職員として勤務していた期間に1日の空白期間（平成5年3月30日退職、同年4月1日再雇用）があり、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間ではなく、1か月分の国民年金保険料の納付が必要であるとの説明を受け、後日送付された納付書により夫が私の国民年金保険料を納付した。1日の空白のために1か月分の国民年金保険料を納付しなければならないのは理不尽なことだと思ったので納付したことははっきり覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る保険料の納付に至る経緯の記憶は、具体的かつ詳細である上、申立人の厚生年金保険被保険者期間に1日の空白期間が存在したことは事実と一致し、当該月が国民年金の被保険者期間に該当し保険料納付が必要であることは行政側から説明を受けなければ知り得ないとする申立人の主張には<sup>しんびょうせい</sup>信憑性が高いことがうかがわれる。

さらに、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人が市役所で申立期間の国民年金保険料を納付することが必要である旨の説明を受けたのは申立人の夫の国民健康保険の加入届の提出日から平成7年4月24日であったと推察され、このことは申立人の記憶する時期と一致する上、その時点で申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することが可能であったこと

を踏まえると、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から50年3月までのうちの5か年間  
昭和50年ごろ、民生委員から「今なら5年さかのぼって納付できる。」と言われて、市役所で国民年金の加入手続を行い、5か年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後も保険料を納付していたが、市役所職員が来て、このまま保険料を納付しても年金が受給できないためさかのぼって納付（特例納付）するように言われた。この時に、加入手続をした際に資格取得時にさかのぼって5か年分の保険料を納付したことを主張したが認められず、年金受給権を確保するためにやむを得ず、58年3月に合計53か月分の保険料をさかのぼって納付した。加入手続をした時にさかのぼって納付したはずの5年分の保険料納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和51年以降、国民年金保険料の未納は無く、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、民生委員から今なら5年間さかのぼって納付できる旨の説明を受け、5か年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、加入手続が行われた時点（昭和51年1月ごろと推察される）では、その時点から5年をさかのぼった昭和45年4月1日に国民年金被保険者資格を取得したとされ、その後に申立人は制度発足当初の36年4月1日から国民年金の強制加入の対象者であったとして資格取得日が記録訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できるが、加入手続が行われた時点において、資格取得日が45年4月1日とされていたことは、資格取得日を国民年金保険料の納付があった期間に合わせた日としたと考える以外にその必然性が無く、このことは申立人の主張を裏付けるものである。



さらに、年金受給権に結びつかないことが明らかである者に対し国民年金に加入させ、国民年金手帳記号番号を払い出すことは通常無かったと考えられるが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 3 月に払い出され、この時点で申立人は 41 歳であり、被保険者資格が満了する 60 歳到達時まで国民年金保険料を納付しても年金受給権を満たさなかったため、第 2 回特例納付を行うことを前提として国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推察される。

加えて、申立人は、社会保険庁における記録管理の問題が表面化する以前から国民年金の加入時に年金受給権があると言われたこと及び加入時にさかのぼって保険料を納付したことを主張しており、その主張は終始一貫しているものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立人が納付した国民年金保険料は、昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料であったと考えられるが、申立人に係る国民年金保険料の納付記録は、申立期間と重複する 44 年 6 月から 46 年 1 月までの期間及び 47 年 6 月から 50 年 3 月までの期間は、58 年 3 月の納付により、納付済みとされている（昭和 46 年 2 月から 47 年 5 月までの期間は、加入手続後の記録訂正により未加入期間とされている）こと、及び特例納付は原則として先に経過した月の分から順次に行うものとされていることから、今回納付を認定した当該保険料は、36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料として取り扱うことが妥当と考えられる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から50年3月までのうちの5か年間  
昭和50年ごろ、民生委員から「今なら5年さかのぼって納付できる。」と言われて、市役所で国民年金の加入手続を行い、5か年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後も保険料を納付していたが、市役所職員が来て、このまま保険料を納付しても年金が受給できないためさかのぼって納付（特例納付）するように言われた。この時に、加入手続をした際に資格取得時にさかのぼって5か年分の保険料を納付したことを主張したが認められず、年金受給権を確保するためにやむを得ず、58年3月に合計53か月分の保険料をさかのぼって納付した。加入手続をした時にさかのぼって納付したはずの5年分の保険料納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和51年以降、国民年金保険料の未納は無く、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、民生委員から今なら5年間さかのぼって納付できる旨の説明を受け、5か年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、加入手続が行われた時点（昭和51年1月ごろと推察される）では、その時点から5年をさかのぼった昭和45年4月1日に国民年金被保険者資格を取得したとされ、その後に申立人は制度発足当初の36年4月1日から国民年金の強制加入の対象者であったとして資格取得日が記録訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できるが、加入手続が行われた時点において、資格取得日が45年4月1日とされていたことは、資格取得日を国民年金保険料の納付があった期間に合わせた日としたと考える以外にその必然性が無く、このことは申立人の主張を裏付けるものである。

さらに、年金受給権に結びつかないことが明らかである者に対し国民年金に加入させ、国民年金手帳記号番号を払い出すことは通常無かったと考えられるが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 3 月に払い出され、この時点で申立人は 41 歳であり、被保険者資格が満了する 60 歳到達時まで国民年金保険料を納付しても年金受給権を満たさなかったため、第 2 回特例納付を行うことを前提として国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推察される。

加えて、申立人は、社会保険庁における記録管理の問題が表面化する以前から国民年金の加入時に年金受給権があると言われたこと及び加入時にさかのぼって保険料を納付したことを主張しており、その主張は終始一貫しているものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立人が納付した国民年金保険料は、昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料であったと考えられるが、申立人に係る国民年金保険料の納付記録は、申立期間と重複する 44 年 6 月から 46 年 1 月までの期間及び 47 年 6 月から 50 年 3 月までの期間は、58 年 3 月の納付により、納付済みとされている（昭和 46 年 2 月から 47 年 5 月までの期間は、加入手続後の記録訂正により未加入期間とされている）こと、及び特例納付は原則として先に経過した月の分から順次に行うものとされていることから、今回納付を認定した当該保険料は、36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料として取り扱うことが妥当と考えられる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで  
夫が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は毎月28日に固定資産税、住民税、国民健康保険料等と一緒に納税組合に納付していたので、未加入とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の夫も国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人とその夫は、納付日が確認できる昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料を同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと推察され、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人が居住していた町において、国民年金手帳記号番号が申立人と同時期に払い出されたほかの国民年金被保険者について、本来、時効により納付できない期間の国民年金保険料が納付済みとされていたり、さかのぼって保険料免除申請を行うことができない期間の保険料が申請免除とされている例がみられ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの事務処理に不適切な状況があった可能性を否定することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

国民年金保険料については、国民年金に加入した当初は納付していたが、転居を重ね、しばらく納付していなかった。しかし、将来のため保険料を納付したほうがよいと思い、昭和48年4月から国民年金保険料の納付を再開した。50年に私が勤めていたパート先で、その当時今なら国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付することができることを聞き、市役所でその手続を行い、それまで未納になっていた過去の保険料を数回に分けてすべて納付したはずであるのに、申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、結婚後は任意加入し、国民年金保険料の納付を再開した昭和48年4月から納付を完了する平成4年7月まで付加年金保険料を納付するなど、納付再開後の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の主張どおり、申立人はそれまで未納となっていた昭和37年5月から47年3月までの合計131か月間の国民年金保険料を第2回特例納付により8回に分けて納付していることが特殊台帳から確認でき、長期にわたる未納を解消しようとした姿勢がうかがわれる上、経済的にも問題が無かったとみられるにもかかわらず、申立期間の1年間のみ特例納付をしなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

昭和41年2月に結婚した際に、妻の国民年金保険料の集金に来た市職員を通じて妻が私の国民年金の加入手続を行い、私と妻の夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年3月ごろに払い出されているが、それを前提とすると、特例納付によるほかは本来、時効で納付できないはずの41年3月分の国民年金保険料が特例納付によらない方法により納付済みとされており、社会保険庁の記録管理に不適切な状況があったことが認められる。

また、申立期間直前の昭和41年3月の国民年金保険料が国民年金に加入して最初に納付された保険料として記録されていることは、申立人の妻が結婚を契機に申立人の加入手続を行い保険料を納付をしたとする申立人の主張と一致する上、申立人の妻は申立期間の保険料をすべて納付しており、申立期間を除く申立人とその妻の婚姻後の納付記録は一致していることから、申立人は、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたことがうかがえることを踏まえると、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

私は、居住していた町が隣りの市と合併した年(昭和49年)の正月ごろ、合併前の町役場で国民年金の加入手続を行った。所持している国民年金手帳にも資格取得日は昭和49年1月とされているのに、申立期間が未加入とされているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間以後の国民年金保険料はすべて納付しており、付加保険料も納付するなど、納付意識が高かったものと認められる。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は未加入期間とされているところ、申立人が所持している年金手帳(2冊)に記録されている「初めて被保険者となった日」、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿に記録されている資格取得年月日及び付加年金加入年月日は、いずれも昭和49年1月23日(任意)となっていることが確認できるとともに、申立人は国民年金加入の手続を合併前の町役場で行った記憶があると述べているところ、当該町の合併は49年3月20日であり、申立人の記憶は事実関係と一致することから、申立人は49年1月に国民年金に任意加入したものと認められ、任意加入しながら加入当初(申立期間)の国民年金保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料（付加保険料含む）については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年6月まで

昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、社会保険庁に納付された記録が無いが、農協支所の52年6月28日付け領収印がある領収書を所持している。社会保険庁は納付があったことを認めて、保険料を還付するなど適切な対応をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者ではなかったところ、申立てに係る農協支所の昭和52年6月28日付けの領収印が押された52年4月から同年6月までの国民年金保険料納入通知書兼領収書を所持しており、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付したものと認められる。

また、特殊台帳には申立期間の保険料の還付記録は無く、オンライン記録にも還付記録がないことから当該国民年金保険料が還付されている事実は確認できず、還付事由が生じた時点において当該国民年金保険料を充当すべき別の期間も無く、充当処理された事実も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料（付加保険料含む）を還付されていないものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和43年2月については、4万5,000円、43年3月から同年6月までの期間については、4万8,000円、43年7月から同年12月までの期間については、5万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和43年2月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月3日から46年6月30日まで  
社会保険庁の加入記録における標準報酬月額と当時の給与明細書に基づく標準報酬月額が異なっているので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和43年2月については、4万5,000円、43年3月から同年6月までの期間については、4万8,000円、43年7月から同年12月までの期間については、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和44年1月から46年6月までについては、申立人の標準報酬月額として認定される額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録訂正する必要は認められない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書等に記載されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、

社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 360

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を昭和40年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月1日から同年3月1日まで

昭和40年2月にA社C支店からB部に転勤し、同社に継続雇用されていたが、厚生年金保険の加入記録ではB部の資格取得日が同年3月1日になっている。同一会社内の転勤なので、厚生年金加入期間が継続していないのはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が管理している申立人の職歴及び雇用保険加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和40年2月1日に同社C支店からB部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B部における昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は特段の理由を示すことなく納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から同年12月1日まで  
私は、A社のC支店からB支店へ昭和38年11月1日付けで転勤したが、B支店においても、厚生年金保険に加入し、健康保険証をもらっていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における人事記録及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和38年11月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和38年12月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年ごろから41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年ごろから41年6月まで  
長女（昭和38年5月生）が生まれた後、私の元夫が厚生年金保険の被保険者期間であった時に、地域の組合の人から国民年金の加入を勧められて加入し、それ以降、町内会の集金により保険料を納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年11月に払い出されており、申立期間は、社会保険庁の記録上、国民年金の被保険者ではなかった期間とされているが、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号の払出しを受けたほかの者に係る国民年金被保険者資格の取得時期や国民年金保険料の納付開始時期等を調査しても当該払出しの事務処理が不適切であった状況は認められない。

また、申立期間の払出簿を調査しても申立人の氏名は無いほか、仮に申立期間に国民年金の加入手続が行われていれば、申立人が居住していた同じ町において、既に国民年金手帳記号番号があった者に対して41年11月に改めて同記号番号を払い出したことになるが、そのようなことは通常生じ難いと考えられるなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の主張する申立期間の保険料額は当時の保険料額と合致しないほか、申立人はその元夫の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年1月より早く国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、そのことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の主張を裏付ける証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年4月まで

私は昭和38年4月ごろから集金により国民年金保険料を納付していたが、51年4月から52年4月までの間、保険料の納付を中断した。しかし、52年4月ごろ、自宅を訪れた集金人に勧められ、52年5月から保険料の納付を再開した際、未納となった申立期間の保険料を現金で一括して同人に支払ったことを覚えており、未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及び申立人が居住していた市が保管する申立人の国民年金の記録によれば、申立人は昭和51年4月1日に国民年金の被保険者資格（任意）を喪失し、52年5月2日に再加入（任意）しており、申立期間は国民年金の未加入期間とされているところ、申立人は、被保険者資格の喪失及び再取得手続は行っていないと主張しているが、申立人が国民年金保険料の納付を中断したと記憶している期間と被保険者資格を喪失していた期間が一致し、同資格の喪失及び再取得の記録に不自然な事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間において国民年金の任意加入の対象者であり、任意で国民年金に再加入した時点で申立期間に遡<sup>そきゆう</sup>及して国民年金の被保険者とはなり得なかったほか、申立人が申立期間当時居住していた市においては、昭和51年4月から保険料納付方式がそれまでの印紙検認方式から納付書による納付方式に切り替えられたことが確認できるところ、未加入期間とされていた申立期間については、納付書が作成されず、保険料を納付することができなかつたと考えられる。

さらに、当時の集金人は既に死亡しており、ほかに当時の状況を知る者もいないなど、申立人の主張を裏付ける証言も無い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月から40年3月まで  
父母が将来のことを考え、20歳から国民年金に加入し、役場から毎月集金に来て、兄の分と一緒に納付していたと思う。昭和48年12月まで同居していた兄が証言してくれている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の両親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録上、昭和40年12月に払い出され、国民年金被保険者資格は同年4月1日に取得されているところ、この時に交付された申立人が所持している国民年金手帳に記録されている同被保険者資格の取得日はこの社会保険庁の記録と一致する。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金手帳を見た記憶は無いと述べているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無く、申立人は、申立期間当時、国民年金の被保険者ではなかったと推察される。

加えて、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の兄から聴取しても、申立期間の保険料の納付を裏付ける証言は得られないなど、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 8 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 8 年 5 月まで  
昭和 63 年 9 月に大学を卒業し、実家に戻って来た際、私が市役所で転入手続を行い、国民年金の制度の説明を窓口で受け、その時に加入手続きも行ったと思う。保険料については、母親が町内会の集金人に毎月納付していたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きに関する記憶は曖昧である上、i) 申立人及び保険料を納付していたとされるその母親には申立期間当時に申立人の年金手帳が存在した具体的な記憶は無いこと、ii) 申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿（昭和 63 年 9 月から平成 2 年 9 月まで）を調査しても申立人の氏名が無いこと、iii) 申立人の母親は申立期間において市役所から申立人の国民年金の加入を勧奨するはがきが何度か届いていたと述べていることから、申立期間に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考えられず、申立人は申立期間当時、国民年金の被保険者ではなかったと推認される。

また、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされるその母親に聴取しても、家族の何人分の保険料を納付していたのか等具体的な納付状況については明確ではない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年2月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年2月まで  
保険料免除期間の国民年金保険料を追納した期間のうち、申立期間の保険料が還付されているとの回答を社会保険事務所から受けたが、私は還付金を受け取った覚えは無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が追納により納付されたことは申立人が所持している領収書により確認できるものの、申立期間は申立人が国民年金に任意加入していた期間であって、本来、保険料を免除することができない期間であり、この期間の保険料を追納することもできず、この過誤納が判明した時点で別の期間の保険料に充当できる期間も無かったことから保険料の還付処理が行われたものであり、その処理自体に誤りは認められない。

また、特殊台帳及び申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿には昭和52年3月25日付けで申立人の被保険者種別が任意から強制に変更された記録がある上、同国民年金被保険者名簿の備考欄には「申免 51.4」から「申免 52.3」に上書き訂正された記録があることから、申請免除期間に誤りがあって過誤納が生じたことを行政側が認識していたことがうかがわれる。

さらに、申立期間に係る社会保険庁の国民年金保険料還付の関係書類は保存期限経過のため存在しないが、特殊台帳には、還付対象期間、還付金額、処理月が表示されているとともに、上記の市が保管する国民年金被保険者名簿にも還付の表示と認められる記載(還付金額、還付対象期間及び還付処理年月日)があり、この記載内容に不合理な点は認められず、還付に係る事務処理が適正に行われなかったことを疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年1月まで  
昭和58年10月に会社を退職した後、亡夫が市役所支所で私の国民年金の加入手続を行い、保険料は郵便局や銀行などで納付していたので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫は既に死亡しているため、申立期間当時の状況が不明である。

また、申立期間はその前後が申立人の厚生年金保険の被保険者期間であるが、申立人にはほかにも国民年金の被保険者となっていない厚生年金保険加入期間の挟間の期間がある上、申立人の亡夫にも同じく国民年金の被保険者となっていない同期間が多数あり、申立人が厚生年金保険被保険者資格の喪失後の国民年金への切替手続を適切に行っていたことをうかがわせる事情は認められない。

さらに、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで  
昭和35年9月に入籍し、入籍以降、国民年金の加入手続の書類がどこからも来なかったため、亡夫が入籍と同時に加入手続をし、保険料を納付していると思っていた。しかし、40年ごろ、未納になっていた保険料約1万8,000円を義母が自宅に来た社会保険事務所の職員に納付してくれたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫及び義母は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である

また、申立人が納付したと主張する国民年金保険料の金額は申立期間の保険料額と合致しないほか、申立人はさかのぼって一括納付したのは一度のみであると述べているところ、社会保険庁の記録では、申立人の昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料は43年11月26日に過年度納付されているが、申立人にその記憶は無いなど、申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人の夫及び義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで  
昭和 59 年 11 月から 60 年 7 月まで A 事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録をみると、被保険者期間が 1 か月のみとなっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「申立人の給与については、A 事業所ではなく、別の団体が支払っていたが、同団体が解散したため、A 事業所が申立人の給与を支払うこととなった。また、解散した団体は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答している。

また、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格取得日及び喪失日と社会保険庁の加入記録は一致している。

さらに、社会保険庁の申立てに係る事業所のオンライン記録には申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 362

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月23日から28年7月1日まで

中学を卒業後、半年間大工の勉強をした後に、親類の紹介でA社に入社した。同社では木工部でノコギリで木を切ったり、カンナ屑を捨てたり、さまざまな仕事を行った。入社1年後に3か月くらい休んだが、その後は会社が倒産するまで継続して勤務した。しかし、申立期間について、厚生年金保険に加入していないこととなっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社1年後に3か月くらい休んだ以外は、A社に継続して勤務したと主張しているが、同じ事業所であるにもかかわらず、申立期間前後の厚生年金保険被保険者期間は、別の記号番号となっていることから判断すると、申立人は、昭和25年11月23日に被保険者資格を喪失し、28年7月1日に再度被保険者資格を取得したと考えるのが自然である。

また、申立期間において、社会保険事務所の保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人の元同僚からも申立人についての具体的な証言は得られず、申立てに係る事業所は既に解散していることから、申立てに係る事実を確認できる人事記録等の関連資料は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月6日から58年4月30日まで  
昭和56年7月からA社においてトラックに乗り建設用の雑材の配送等を行っていた。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、申立期間について、被保険者となっていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認することができるが、A社の事業主は、「申立人は、臨時雇用で配送業務に従事していたため、社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立期間において、社会保険事務所の保管する申立てに係る事業所の被保険者原票には申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人は申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで  
昭和 35 年 4 月に定時制高校に入学し、同時にA社で働き始めたが、厚生年金保険の加入記録は 36 年 3 月からとなっている。35 年 4 月から 36 年 2 月までの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の勤務内容等に関する具体的な記憶や元同僚の証言から推認することができる。

しかしながら、申立人と同時期にA社に入社したとする申立人の元同僚6人全員が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和36年3月1日であることが社会保険事務所の記録から確認でき、当該事業所が、必ずしも入社した日をもって全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、A社の事業主は、「当時の社会保険の記録、社員名簿、就業規則はすべて廃棄している。」としており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。